

## 「滋賀県産業教育審議会」について

### 1 県立高等学校在り方検討委員会(以下、「検討委員会」)からの流れ(※関係資料参照)

- ・令和3年度末に(仮)「これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針」を策定するため、令和2年6月から検討委員会にて議論が開始されたところ。
- ・職業教育を主とする専門学科の在り方(学びの魅力化、人材育成等)については、論点整理がなされ、検討委員会での議論を踏まえて、令和2年10月に教育委員会から滋賀県産業教育審議会に諮問する予定。

### 2 滋賀県産業教育審議会(以下、「産教審」)について

- ・「産業教育振興法」および「滋賀県産業教育審議会規則」に基づいて設置する審議会。
- ・「産業教育に関する教育の内容および方法の改善」を図ることや、「施設、設備を整備し、その充実を図ること」を目的とし、産業教育に関する重要事項について、県教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、これらの事項に関して県教育委員会に建議するもの。

### 3 検討委員会での議論を踏まえた、教員委員会からの諮問事項案

#### 「これからの産業教育の在り方について」

- (1) 社会の変化に対応した産業教育について
  - ・産業界との連携
  - ・産業人材の育成 等
- (2) 教育環境の充実について

### 4 産教審の進め方

#### (1) 検討内容

- ・産業教育に関し学識経験のある方や関係行政機関の職員を委員として任命し、新しい時代に対応した学びの提供や必要な産業分野で力を発揮できる人材の育成、また、職業系学科の魅力伝える方策や施設・設備の充実、外部資源の活用などについて、議論のうえ、これからの産業教育の方向性や在り方を答申としてまとめる。

#### (2) 審議会委員の構成、委員数(任期2年、定数10名)

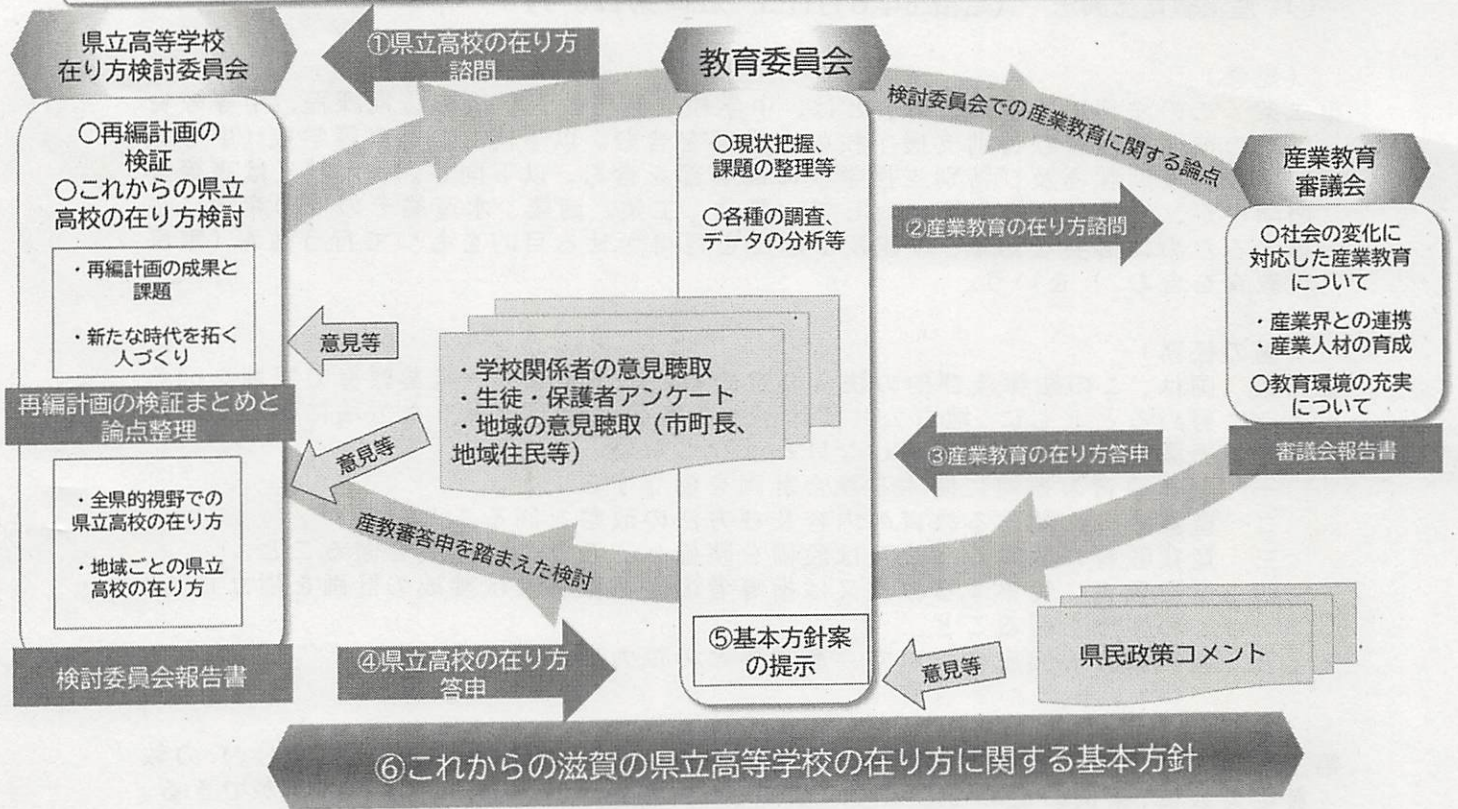
- ・学識経験者(3名)、産業関係(3名)、学校関係(3名)、行政関係(1名)の計10人
- ・審議内容に応じて、専門委員を委嘱する場合がある。

#### (3) 産教審の審議の進め方(スケジュール予定)

会議	開催期日	審議内容等
諮問	令和2年10月下旬	
第1回	令和2年10月下旬	・委員委嘱・会長・副会長の選出 ・諮問および理由説明
第2回	令和2年12月下旬	・(仮)農業の方向性について ・(仮)工業の方向性について ・(仮)商業の方向性について ・(仮)家庭・福祉の方向性について
第3回	令和3年4月下旬	・審議まとめ
第4回	令和3年5月下旬	・答申案提示 (会議での意見を受けて答申を修正、確定)
答申	令和3年5月下旬	・答申(教育長に答申文書を手交)



(仮) 「これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針」策定の進め方



◆全体の審議スケジュール

	県立高等学校在り方検討委員会	産業教育審議会
令和2年度	第1回（6月9日） ○諮問	
	第2回（8月3日）	
	第3回（8月31日）	
	第4回（1月～3月） ○中間まとめ	
令和3年度		第1回（10月下旬） ○諮問
		第2回（12月下旬）
		第3回（4月下旬）
	第5回（5月頃）	第4回（5月下旬） ○答申
	第6回（6月頃）	
	第7回（7月頃）	
	第8回（10月～12月） ○答申	



(参考) 産業教育審議会 設置根拠関連法令等 (抜粋)

---

○ 産業教育振興法 (昭和26年6月11日 法律第228号)

(定義)

第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)、大学又は高等専門学校が、生徒又は学生等に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもって行う教育(家庭科教育を含む。)をいう。

(国の任務)

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、産業教育の振興を図るよう努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によって産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- 五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

(設置)

第十一条 都道府県及び市町村(市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方産業教育審議会を置くことができる。

(所掌事務)

第十二条 地方産業教育審議会(以下「地方審議会」という。)は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に関し、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に依りて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

(委員)

第十三条 地方審議会の委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

- 2 前項の委員の任命に当たっては、あらかじめ都道府県の教育委員会にあっては知事の意見を、市町村の教育委員会にあっては市町村長の意見を聴かなければならない。

---

○ 滋賀県産業教育審議会設置条例 (昭和60年12月24日 滋賀県条例第45号)

(設置)

第1条 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第11条の規定に基づき、滋賀県教育委員会に、滋賀県産業教育審議会を置く。

(委員の定数)

第2条 滋賀県産業教育審議会の委員の定数は、10人とする。

---

○ 滋賀県産業教育審議会規則 (昭和26年8月31日 滋賀県教育委員会規則第5号)

第2条 審議会に会長および副会長各1名を置く。

第5条 審議会に、専門の事項を調査研究させるために、必要に応じ専門委員を置くことができる

---